

第17回統計データの二次的利用促進に関する研究会 議事概要

- 1 日時：平成26年3月26日（水） 15:30～17:30
- 2 場所：総務省第2庁舎 6階特別会議室
- 3 出席者：廣松座長、縣委員、玄田委員、椿委員、安田委員
金沢調査官、澤村企画官
《説明者等》
独立行政法人統計センター総務部経営企画室（赤谷課長代理）、
総務省統計研修所（小林次長）
《オブザーバー》
内閣府（統計委員会担当室、経済社会総合研究所）、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、独立行政法人統計センター
《事務局》
総務省政策統括官（統計基準担当）統計企画管理官室（中村管理官補佐、山根主査）
- 4 議題：（1）第Ⅱ期基本計画における「二次的利用」の推進について
（2）指定委託法人の検討について（統計法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの検討）
- 5 議事の概要及び意見等
（1）議題1 第Ⅱ期基本計画における「二次的利用」の推進について
【①基本計画決定までの検討経緯等について】
事務局から、資料1「前回の研究会から基本計画決定までの検討経緯」及び資料2「公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定）（「調査票情報等の提供及び活用」関係抜粋）」の説明が行われた。説明後、意見交換及び質疑応答が行われた。
（意見交換及び質疑応答の概要）
○ 基本計画に掲げられた取組を推進するため、政策統括官室はもちろんのこと、各府省や統計センターの皆様におかれては、引き続きのご尽力・ご協力をお願いしたい。（廣松座長）
【②リモートアクセスを活用したオンサイト利用について】
赤谷課長代理（独立行政法人統計センター総務部経営企画室）から、資料3「リモートアクセスに関する実証検証（中間報告）」の説明が行われ、引き続き、椿委員から、参考資料「提言「第22期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン2014）」（平成26年2月26日 日本学術会議）（抜粋）」の説明が行われた。最後に、事

務局から、資料4「リモートアクセスを活用したオンサイト利用の仕組み（イメージ）」の説明が行われた。説明後、意見交換及び質疑応答が行われた。

(意見交換及び質疑応答の概要)

- リモートアクセスにより見ることができる情報の範囲は、利用者ごとに異なっているのか。(縣委員)
 - そうである。利用申請の際に必要なとされた項目について利用できるように設定される。(赤谷課長代理)
- 論文作成までをオンサイト環境下で行うことが義務付けられるのか。(縣委員)
 - 技術的な検証のため、様々な利用ケースに対応できるように試行してみたものである。制度的にそのような制限をかけるべきという趣旨のものではない。(赤谷課長代理)
- 研究者の利便性を確保するため、研究成果物の持ち出し審査が迅速に行われることが重要であるが、一方で、秘匿性の確保も必要である。どれだけスムーズに行えるようになるかが課題だが、現状の審査方法は、人的な目視による確認であるのか、機械的なプログラムによるチェックで行っているのか。(玄田委員)
 - まず制度的な側面から言うと、持ち出しに係る最終的な判断は調査実施者である各府省が行う必要がある。技術的な検証において論文を審査の対象としたが、持ち出しの対象を論文という形式にすることが審査に係る一定の基準の一つとならないかという課題意識をもって取り組んだものである。現在は人的なチェックにより行っているが、プログラムによるチェックも検討課題と認識している。また、専門性を持った要員の確保も課題となると考える。(赤谷課長代理)
 - アメリカセンサス局においては、DRB (Disclosure Review Board : 公開審査委員会) という専門体制による審査が行われており、日本での仕組みを検討するに当たって参考となるのではないか。(廣松座長)
- シンクライアント技術を用いても、端末やネットワーク接続機器を不正に操作することで情報を抜き取ることは不可能ではなく、セキュリティを確保できないと考えるべきである。このため、個人の研究室での利用は認めずに、専用回線で結ばれた管理された拠点(オンサイト施設)内でのみデータ分析を可能とすべきである。海外の事例では、個人の研究室での利用が可能とされているものも見られるが、その場合は、調査票情報そのものではなく、秘匿措置が施されたデータに限られているのではないか。セキュリティの確保に関しては慎重に判断すべきである。(安田委員)
- ドイツ連邦雇用庁においても、行政機関の管理下に置かれた専用の施設及び端末を用いての利用となっていたのでご紹介する。
 - また、「マスタープラン2014」に採択されたプロジェクトに関しては、専用回線について物理的な専用回線を想定しているのか。(縣委員)
 - 現時点では、物理的な専用回線を想定している。(椿委員)
 - 理想的には物理的な専用回線が望ましいと考えるが、費用面についても考慮する必要があり、VPN技術についても上手く取り入れることを検討していただければと思う。(縣委員)

- ドイツの事例について補足すると、地方政府を経由して実施した統計調査については、マイクロデータの利用や研究成果物の秘匿性審査に関して、連邦政府機関の判断だけでなく、地方政府の同意が必要となる。地方政府ごとに判断基準が異なるケースがあるが、その場合は厳しい基準に合わせるのが実態だと聞いている。(事務局)
- 日本における研究成果物のチェックの対象は、論文とするのか。(廣松座長)
- 現時点では、(基本的には、)論文ではなく集計結果や分析結果に対して行うことを想定している。(事務局)
- オンサイト利用を原則とするのは、公的な機関による利用(統計法第33条第1号に基づく利用)も対象となるのか。(日本銀行)
- 現時点で想定しているのは、公的な機関以外の者による利用(統計法第33条第2号に基づく利用)についてである。(事務局)
- セキュリティの確保に関連して紹介するが、統計研修所では、匿名化技術とは別に、暗号化技術を用いたリモートアクセス方法(秘密計算技術)に関する共同研究をNTTと行っており、実用化は可能だという感触を得ている。具体的には、秘密分散という暗号技術であり、暗号化されたデータをネットワーク上で分割して管理し、当該データを用いて集計・分析を行わせるものであるため、仮にデータが抜き取られたとしても秘密が保護される。(小林次長)
- 大学共同利用機関法人情報システム・研究機構ではデータ基盤や情報基盤に関わる研究を行っているが、その中で、国立情報学研究所の越前准教授の研究で、人の目視では見ることができず、デジタルカメラ等の機械では撮影することができないというディスプレイの盗撮防止技術の開発を行っている。PC端末用のディスプレイや映画館スクリーン等において既に実用化されているので紹介する。(椿委員)
- 「リモートアクセスを活用したオンサイト利用」のイメージについては、おおむね同意が得られたと考えられるため、26年度において、政策統括官室を中心に具体的な検討を進めていただきたい。(廣松座長)

【③オーダーメイド集計の利用条件の緩和及びオンデマンド集計の実用化について】

赤谷課長代理(独立行政法人統計センター総務部経営企画室)から、資料5「オンデマンドによる統計作成機能・方策の研究(中間報告)」の説明が行われ、引き続き、事務局から、資料6「オーダーメイド集計の利用制限緩和及びオンデマンド集計の実用化に向けた論点」の説明が行われた。説明後、意見交換及び質疑応答が行われた。

(意見交換及び質疑応答の概要)

- 公表済みの集計表との比較については、本来は利用者が行うべきものではないか。(縣委員)
- そのとおりであるが、実際には、利用者からの事前相談の段階で統計センター職員が公表済み集計表の有無を確認する必要がある(統計センターの二次的利用のホームページ上で「利用の手引」を公開している。その中で、「既に公表されている統計結果から得られるか否かについては、申出者が確認する必要がある。」と記述している。しかし

ながら、既存データを探ることなく安易に統計を求めてくる者は少なからず存在しているのが現状。また、仮に、手数料が払い込まれ有償サービス提供後に既存データの存在が判明した場合に利用者とのトラブルを回避するため、結局のところ、統計センターはその確認をする手間を負わざるを得ない。)。オンデマンド集計は試行錯誤による統計表の作成となることが想定されるため、利用者サービスの観点からは検討する必要はあるものと考えている。(赤谷課長代理)

→ 料金に関しては、安易な利用を抑制するという観点からも、有料としてよいと思われる。(廣松座長)

○ (ユーザーに応じて集計に使用するデータの内容も決まってくるものと考えられるが、) 研究者は調査票情報をベースとした分析を指向するため、オンデマンド集計についてはビジネスユース(商用利用)に特化して考えた方がよい。(安田委員)

○ コスト構造、経済学の原則を踏まえて制度を組み立ててもらえればと思う。統計情報については、公共財と情報財という側面を持つ。情報財については、幅広く使ってもらうことにより有益性が高まる。一方、公共財については、高速道路の例のように混雑現象(渋滞)を回避するため、あえて有料にする方がよい場合もある。情報財については基本的には混雑現象は発生しにくいのだが、オーダーメイド集計については、サービス開始のために必要となる初期コストや、利用者の相談対応や秘匿性のチェックなどマネジメントコストの観点からの検討も重要である。(玄田委員)

○ 秘匿措置を施したデータキューブを作成した場合、オンデマンド集計に用いるのはそちらになるのか。(廣松座長)

→ そのようになると想定している。(赤谷課長代理)

○ セキュリティの観点から原則として秘匿措置は施す必要があるものであり、適用する秘匿措置のレベルの問題ではないか。(安田委員)

→ いわゆる差分攻撃への対策としても、データキューブ自体への秘匿措置は重要と認識している。(赤谷課長代理)

○ オーダーメイド集計の利用制限の緩和については、基本計画において明示的に示された課題でもあり、本日の議論も踏まえ、制度見直しに向け、更に論点を整理して検討を進めていただきたい。(廣松座長)

(2) 議題2 指定委託法人の検討について(統計法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの検討)について

事務局から、資料7「統計法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの検討に当たっての論点(案)」及び資料8「統計法令関係条文(統計法附則第17条に基づく本則第37条の見直し関係)」の説明が行われた。説明後、意見交換及び質疑応答が行われた。

(意見交換及び質疑応答の概要)

○ 独立行政法人の制度自体から考えると、行うべき業務は法律により明確にされており、このことと、統計法の規定について見直しの検討が必要とされていることとの関係性がよくわからない。(縣委員)

- (定かな話ではないが、) 総務省以外の各府省の外郭団体に調査票情報を寄託し管理させることも念頭に置かれていたということを知ったこともある。(安田委員)
- 現行統計法の制度自体は適当なものであるが、それでもなお、規制改革・民間開放の観点から、見直しの余地について一定期間経過後に検討することとされたものと認識している。(事務局)
- 本日の議論も踏まえ、更に論点を整理して検討を進めていただきたい。また、議題1も関係してくるが、今後、仮に統計法の改正が必要となる場合には、調査票情報の提供についても運用上の問題が生じている場合には併せて検討していただきたい。具体的には、「統計作成目的」という点が厳格すぎることにより、公的な目的での活用について支障が生じている場合があるのではないかという問題提起をさせていただきたい。(廣松座長)

(4) 次回開催予定について

- 次回は、平成26年5月から6月頃の開催を予定している。(事務局)

以上

《文責：統計企画管理官付高度利用担当》